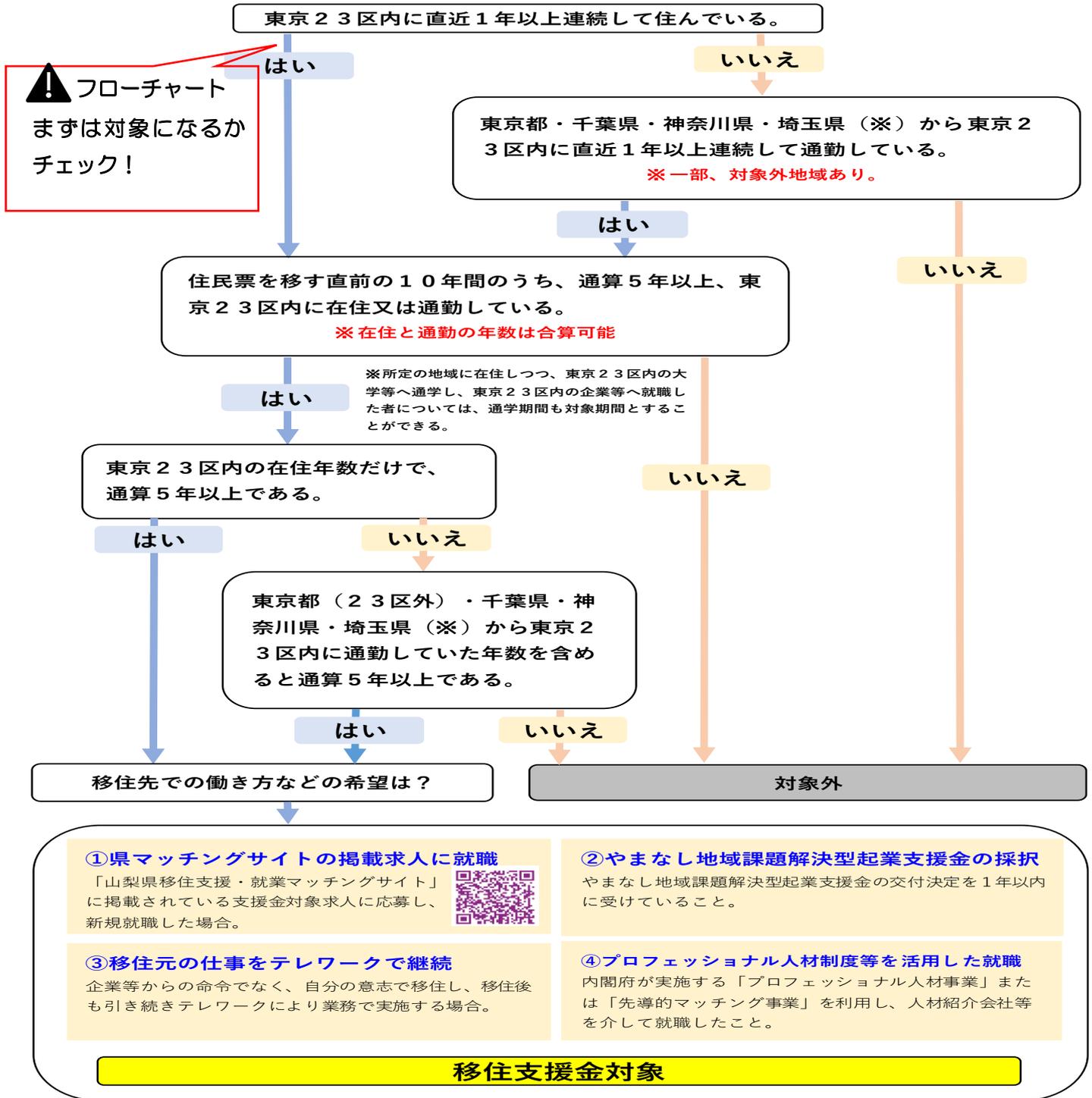


# 令和6年度南アルプス市移住支援金事業

東京圏から南アルプス市に移住した方に対し、移住支援金を支給します！  
【移住元】及び【移住後】の要件を共に満たすことが支給条件となります。

## 移住支援金の額

- 世帯での移住の場合 1世帯当たり100万円  
(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の方ひとりにつき100万円加算)
- ※ただし、令和5年4月1日以前に転入された場合は、18歳未満の方ひとりにつき30万円加算)
- 単身での移住の場合 60万円



年間の補助金の予算には限りがあります。

対象になる方は、必ず事前相談のうえ、申請書類の準備をしてください。  
今年度の申請書の受付は令和7年1月10日までです！

## 申請期限 **転入日（移住）から1年以内に申請すること。**

手続きの流れ ※交付申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

1 【申請】次の申請書類を市役所ふるさと振興課へ提出する。（申請者の判子（認印）が必要です。）

《申請時必要書類》

＜すべての申請者が提出するもの＞

- (1) 南アルプス市移住支援金交付事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 写真付き身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- (3) 住民票（申請日から3ヶ月以内に発行された世帯全員の住民票）
- (4) 申請者に係る移住前の住所地での在住記録が分かる住民票の除票又は戸籍の附票（申請日から3ヶ月以内に発行された世帯全員のもの）
- (5) 本市の納税証明書並びに申請年度及びその前年度における前住所地の納税証明書（申請日から3ヶ月以内に発行された世帯全員（18歳以上の者に限る）のもの）

＜移住元の要件の中で東京23区に通勤していた者のうち雇用保険の被保険者に該当する場合＞

- (6) 移住前の就業証明書等（任意様式）、雇用保険被保険者取得等確認通知書等

＜移住元の要件の中で東京23区に通勤していた者のうち法人経営者等に該当する場合＞

- (7) 移住前の開業届出済証明書及び個人事業等の納税証明書等

＜移住後の要件の中で表面①、④の就職に係る要件に該当する場合＞

- (8) 就業先の就業証明書（様式第2号）

＜移住後の要件の中で表面③のテレワークに係る要件に該当する場合＞

- (9) 就業先の就業証明書（様式第2-2号）

- (10) テレワークに関する申告書

＜移住後の要件の中で表面②の起業に係る要件に該当する場合＞

- (11) 起業支援金の交付決定通知書の写し

＜外国人の場合＞

- (12) 在留カード又は特別永住者証明書の写し

- (13) その他市長が必要と認める書類



2 【審査】市が申請内容を審査し交付の決定をした場合、「交付決定通知書」を送付。

3 【請求】「交付決定通知書」を受領後、「補助金交付請求書」を提出。

《請求時必要書類》

- (14) 南アルプス市移住支援金交付事業費補助金交付請求書（様式第5号）

4 【支給】市から補助金を交付。



お問い合わせ先

南アルプス市役所ふるさと振興課

移住・定住担当

電話 055-282-6073



南アルプス  
ユネスコエコパーク

南アルプス市は、自然と共生した  
まちづくりを進めています。